

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与期 限との併 用 (注2)	署名日 署名地 (勅令年月日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
セネガル	ダカール州郊外中学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	ダカール州郊外中学校建設計画な生産物及び役務の購入	1,290,000千円 H27.3.31まで	H26.3.25 ダカール で (同日)	日本側 北原隆在 セネガル側 アマドウ・バ 経済・財政大臣	H26.4.8 124号
セネガル	フアタインツク州教員研修センター整備計画に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	フアタインツク州教員研修センター整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	642,000千円 H27.3.31まで	H26.3.25 ダカール で (同日)	日本側 北原隆在 セネガル側 アマドウ・バ 経済・財政大臣	H26.4.8 125号
セネガル	貧困農民支援に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点を置いた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	410,000千円 H27.4.30まで	H26.4.29 ダカール で (同日)	日本側 北原隆在 セネガル側 アマドウ・バ 経済・財政大臣	H26.5.15 165号
セネガル	国立保健医療・社会開発学校母子保健実習センター建設計画の実施に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	国立保健医療・社会開発学校母子保健実習センター建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	644,000千円 H30.10.31まで	H26.8.19 ダカール で (同日)	日本側 北原隆在 セネガル側 アマドウ・バ 経済・財政・計画大臣	H26.9.2 298号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2)贈与の併用期限については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。  
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。  
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。